

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和4年8月30日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200040 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200025 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 19 年 4 月から平成 20 年 8 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 19 年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、28 万円を 38 万円に、平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までの標準報酬月額については、28 万円を 36 万円にそれぞれ訂正する。

平成 19 年 4 月から平成 20 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 4 月から平成 20 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 10 日まで
② 平成 21 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

請求期間の年金記録の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額及び給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と相違しているため、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者及び A 社が提出した賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額 (28 万円) を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、上記の低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合である。

したがって、平成 19 年 4 月から平成 20 年 8 月までの標準報酬月額については、前述の賃金台帳により確認できる報酬月額から、平成 19 年 4 月から同年 8 月までは 38 万円、平成 19 年

9月から平成20年8月までは36万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年4月から平成20年8月までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の標準報酬月額について、オンライン記録を上回る標準報酬月額に該当する報酬月額による届を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成19年4月から平成20年8月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②について、前述のとおり、厚生年金特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、厚生年金保険料控除額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合であるが、請求者及びA社が提出した賃金台帳により確認できる請求期間②に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（32万円）と同額であることから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200019 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2200002 号

第 1 結論

昭和 55 年*月*日から昭和 58 年 4 月 1 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 55 年*月*日から昭和 58 年 4 月 1 日まで

一度、年金事務所まで調べてもらったら、現住所地の A 市での記録は確認できなかった。請求期間当時、私は大学生で B 市に住んでおり、父は当時公務員で年金に詳しく、私が将来困らないように私の国民年金保険料を納付しておく、父が言っていたことを記憶しているので、B 市での記録を調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間当時、国民年金の加入手続が行われた際は、加入者に国民年金の記号番号を払い出すこととされており、国民年金保険料の収納及び記録管理は、払い出された国民年金の記号番号により行われていたところ、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求期間当時、B 市に住所を定めていた請求者に対し、国民年金の記号番号が払い出された形跡はないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、請求者の父親は、請求期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

なお、オンライン記録によると、請求者の国民年金の記号番号(*)に係る国民年金被保険者資格取得年月日は昭和 63 年 4 月 20 日とされており、当該資格取得の入力処理日は、平成 5 年 5 月 19 日であることが確認できることから、請求者の同記号番号に係る国民年金の加入手続は、平成 5 年頃に行われ、その際に、請求者が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 63 年 4 月 20 日に遡及して国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われたと考えられる。

また、B 市は、同市において払い出された国民年金の記号番号に係る資料及び請求期間に係る国民年金保険料の納付の有無を確認できる資料を保管していない旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする請求者の父親は既に亡くなっていることから、請求期間当時の具体的な国民年金保険料の納付状況等は不明である。

このほか、請求者及び請求者の父親が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。